

## いじめ防止基本方針

### 芝浦工業大学柏中学高等学校「学校いじめ防止基本方針」

2015年2月27日制定

#### 1. いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

##### (1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止のための対策を行う。

##### (2) いじめの定義

「「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」

（いじめ防止対策推進法 第2条第1項）

※「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

##### (3) 学校及び教職員の責務

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者ほか関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

#### 2. いじめの防止等のための対策の基本となる事項

##### (1) 基本施策

###### ① 学校におけるいじめの防止

- (ア) 「他者を認め、受け入れること」を掲げ、弱い者いじめや卑怯なふるまいをしない、見過ごさないことに組織的に取り組む。
- (イ) 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- (ウ) 保護者及びその他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する生徒が自主

的に行う生徒会活動に対する支援を行う。

(エ) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、人権作文・道徳の授業等を実施する。

## ② いじめの早期発見のための措置

### (ア) いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

- A. 生徒対象アンケート調査 年2回(7月、11月)
- B. 保護者対象アンケート調査 年1回(4月)
- C. 学級担任による生徒からの聞き取り調査 年2回(7月、11月)

### (イ) いじめ相談態勢

生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり相談態勢の整備を行う。

- A. スクールカウンセラーの活用
- B. 相談ボックスの設置(生徒部管轄)

### (ウ) いじめの防止等のための対策に従事する人材の資質の向上

いじめの防止等のための対策に関する教員研修を積極的に活用し、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。

## ③ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、道徳の授業、全校集会、学年集会、保護者会等で情報モラルの啓発活動を行う。

## (2) いじめ防止等に関する措置

### ① いじめの防止等の対策のための組織「生徒指導対策会議」の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、次の「生徒指導対策会議」を設置する。

<構成員>

#### 【本部】

校長(委員長)、副校長、教頭、事務長、生徒部長、厚生部長

#### 【指導対策班】(班長は、生徒部長)

生徒部教員、厚生部教員

(生徒部教員のうち、各学年に指導対策担当者を1名以上配置する。)

※適宜、学年主任、クラス担任、部活動顧問、養護教諭、スクールカウンセラーが会議に加わる。

#### <活動>

- A. いじめの早期発見に関すること（アンケート調査等の取りまとめなど）【生徒部】
- B. いじめ事案に対する対応に関すること。【生徒部】
- C. LHRや道徳の授業、その他の教育活動において、いじめの問題について生徒の理解を深め、いじめを防止すること。【厚生部】
- D. 教職員に向けて校内研修の企画・運営をすること。【厚生部】

#### <開催>

「指導対策班」の班会議は、2か月に1回を定例会とし、その定例会の内容を中高教頭に報告する。緊急対応を要するいじめ事案発生時には「生徒指導対策会議」を適宜開催する。

#### ② いじめに対する措置

- (ア) いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- (イ) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (ウ) いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- (エ) いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- (オ) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、学校法人及び所轄警察署等と連携して対処する。

#### (3) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、学校法人及び県学事課に速やかに報告する。
- ② 学校法人及び関係機関と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

#### (4) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校経営方針の評価項目に加え、適正に本校の取り組みを評価する。

- ① いじめの早期発見に関する取り組みに関すること。
- ② いじめの再発を防止するための取り組みに関すること。